



公益社団法人 小矢部市シルバー人材センター 事務局だより 第 34 号 発行：令和6年8月8日

熱中症に注意してください

暑い日が続いています。十分な睡眠、適宜休憩をとり、こまめに水分を補給して、熱中症に気を付けましょう。

今年も事務所玄関前の朝顔が咲きました→



お知らせ

「Smile to Smile」登録されてますか？

当センターでは、会員の皆様への「Smile to Smile」への登録を推進しています。お手元のスマホから「配分金」、「事務局だより」や「就業情報」等の確認ができると、登録者からは大変好評をいただいております。とても便利な機能が満載です。まだ登録がお済みでない方には、登録手続きを事務局が全面的にサポートいたします。※詳細は裏面をご確認ください。

「会員紹介キャンペーン」について

今月から令和7年3月末まで、「会員紹介キャンペーン」を実施いたします。

是非この機会に皆様の知人・友人をご紹介ください。シルバー人材センター会員に登録されましたら、本人と新規会員に粗品進呈いたします。

※詳細は別紙「会員紹介キャンペーン」をご確認ください。

会員互助会からのお知らせ

そば打ち体験会 ※詳細は8月10日発行「シルバーおやべ第56号」に記載

開催日時：令和6年8月21日（水）午前10時開始

開催会場：宮島そば打ち道場

参加会費：1,000円（予定）

募集人数：10名程度

※会食を予定していますが、タッパー等の容器をご準備いただければ持ち帰りも可能です。

シルバーウオーキング ※詳細は8月10日発行「シルバーおやべ第56号」に記載

集合場所：倶利伽羅源平の郷埴生口

参加会費：実費（弁当代等）

募集人数：25名程度

皆様のご参加をお待ちしております。

※お申し込みお問い合わせは、いずれもシルバー人材センター事務局（☎67-4804）まで。

※材料や保険登録の準備がありますので、各開催日の5日前までにお申し込みください。

「フリーランス法」の施行に伴い 就業条件の明示が義務化されます

令和5年5月12日に、いわゆる「※フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備することを目的にしているもので、**令和6年11月1日に施行**されます。シルバー人材センターの会員の皆さんも請負や委任の形態で就業される場合は、このフリーランスに該当します。

フリーランス法が施行されますと、シルバー人材センターには、**請負等業務委託する会員の方**に対し、**就業条件の明示が義務化**されます。

※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

「Smile to Smile」の登録をお願いします

上記のことから、請負等業務の受付、就業、報告、お客様への請求までの事務を迅速かつ効率的に運用できるよう、就業条件の明示につきましては、スマホやパソコンを活用したデジタル化を進める必要があります。

このため、「※Smile to Smile」未登録の会員の皆さんには、「フリーランス法」施行日前までに、スマホへの登録にご協力をお願いします。

なお、別途案内いたします「**Smile to Smileの相談会**」につきましては、是非ご参加ください。スマホへの登録には、**事務局が全面サポート**いたします。

【担当：島崎、藤本 TEL67-4804】

※Smile to Smileとは？

シルバー人材センターと会員とのコミュニケーションツールです。

多くの会員の方にご利用いただくことで、センターと会員との連携が強化されると考えております。

会員の方にとってもセンターからの**情報をいち早く受けとることができます**。ぜひご活用ください。

マニュアル動画はこちら(約10分)▼

動画URL：

[https://nsis.ageless80.jp/
public/seminar/view/2840](https://nsis.ageless80.jp/public/seminar/view/2840)

